

令和 6 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 8 月 ） 議 事 録

四 條 畷 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和6年8月28日（水）10時00分から10時19分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教育長職務代理者	山本 博資
委員	佃 千春
委員	河田 文
委員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

学校教育部長	阪本 武郎
学校教育部次長兼	花岡 純
学校教育課長	古市 靖之
教育総務課長	木邨 勇貴
教育総務課長代理	
兼 主 任	金子 摂
教育支援センター長兼	
学校教育課指導担当課長	

社会教育部長	藤岡 靖幸
社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
社会教育部副参事	賀藤 久道
文化・公民館振興課長兼公民館長	安田 美有希
図書館長兼主任兼	田中 学
田原図書館主任	
学校給食センター所長	谷口 直人

4 議事録作成者 教育総務課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第18号 いじめ重大事態調査について

報告 第13号 令和6年度一般会計補正予算（第5号）に対する意見の申し出について

山本教育長職務代理者	現在、教育長が不在となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に基づき私が会議を主宰することといたします。 只今から 8 月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
古市教育総務課長	出席状況については、教育長職務代理者及び教育委員会委員全員にご出席いただいていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。
山本教育長職務代理者	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第 5 条第 2 号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。 本日の議事録署名者は、尾崎委員にお願いいたします。 それでは議事に入ります。 議題に入る前に、議案第 18 号については個人情報保護の観点から四條畷市教育委員会会議規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。 (「異議なし」の声)
山本教育長職務代理者	異議がないようですので、議案第 18 号については秘密会といたします。 それでは暫時休憩に入ります。 (秘密会)
山本教育長職務代理者	ただいまから、会議を公開いたします。 それでは、次に移ります。 追加議題としまして、報告第 13 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 5 号）に対する意見の申し出についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います
阪本学校教育部長	報告第 13 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 5 号）に対する意見の申し出について、令和 6 年度一般会計補正予算（第 5 号）を、市議会 9 月定例議会へ提出するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見を申し出ることにについて、教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、特に緊急を要するため、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、教育長として臨時に代理したので、同規則同条第 3 項の規定に基づき内容を報告いたします。 教育関連の補正予算の詳細については、配付いたしました資料、令和 6 年

(阪本学校教育部長)

度四條畷市一般会計補正予算、予算に関する説明書に基づいて説明いたします。

資料の４ページの第２表、債務負担行為補正をご覧ください。

１追加の６段めの市民総合センター等境界確定等業務委託に係る経費は、四條畷市個別施設計画【公共施設】令和５年４月改訂版に基づき、現在各種調査などを進めているところですが、今後都市計画法や、建築基準法等に基づく諸手続きを円滑に進めていけるようにするため、隣地境界や土地の実測面積などを早期に確定させるために必要な経費で、期間を令和６年度から令和７年度、限度額を税抜き３９１万円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とするものです。

続き、同ページの２段め、公共施設予約システム更改に係る経費及び５段めのなわてふれあい教室運営業務委託に係る経費は、予算が教育費に計上されるものではありませんが、教育委員会との関係性が高いため、参考として計上内容を説明申し上げます。

まず、２段め公共施設予約システム更改に係る経費は、現在稼働中の当システムが令和７年２月末をもって契約更改となることから、これまで利用者などから数多くご意見をいただいたキャッシュレス決済機能を兼ね備えたシステム導入を行うもので、期間を令和６年度から令和１２年度、限度額を税抜き３１００万円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とするものでございます。

また、５段めのなわてふれあい教室運営業務委託に係る経費については、安定した運営はもとより、民間のノウハウを活用した指導員等の人員確保が見込まれ、利用者にとってさらなるサービス向上を図ることを目的に、これまで直営で実施してきた事業を民間委託するもので、期間を令和６年度から令和１１年度、限度額を１０億円とするものでございます。なお、本事業は社会福祉事業となるため、非課税扱いとなります。

続きまして、事項別明細書の歳出について説明いたします。

資料の１８ページ、１９ページ、款 教育費、項 社会教育費、目 公民館費の市民総合センター・公民館運営事務の土地鑑定委託料は、市民総合センター隣接地の土地鑑定を行うための経費で、当該経費は令和６年度当初予算で、施設創生課所管の予算として計上しておりましたが、施設創生課から教育委員会予算に所管替えを行うことに伴い、予算の配当替えを行うものでございます。なお、１３ページの公共施設等総合管理計画関係事務の土地鑑定・分筆登記委託料が、本配当替えに伴う予算の減額となります。内容の説明は以上でございます。

本補正予算は、令和６年９月２日に開催予定の市議会９月定例議会初日に審議される予定でございます。以上、補正予算の説明を終わります。

山本教育長職務代理

本件について、何か質疑等ございましたらどうぞお願いします。

者	(「なし」の声)
山本教育長職務代理者	それではその他の案件に移ります。何か事務局ございますか。
	(その他案件なし)
山本教育長職務代理者	それでは本日予定の案件の審議はすべて終了しました。 これをもちまして、定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年1月15日

四條畷市教育委員会教育長職務代理者 山本 博資

四條畷市教育委員会委員 尾崎 靖二